

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 4 月 10 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成 19 年 3 月 13 日付鳥取県告示第 234 号）の内容
（告示の内容）

(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

沢屋不動産 株式会社	日野郡日野町秋縄字キラガ塔 436
〃	日野郡日野町秋縄字キラガ塔 437
〃	日野郡日野町秋縄字キラガ塔 438
〃	日野郡日野町秋縄字キラガ塔 439
〃	日野郡日野町秋縄字上大塔 461
柴田 益壽	日野郡日野町秋縄字小ガヤニ 464
松本文次郎	〃
木山 時善	〃
木山 正己	〃
〃	日野郡日野町秋縄字小ガヤニ 465
沢屋不動産 株式会社	日野郡日野町秋縄字カタブキ 466
柴田 益壽	日野郡日野町秋縄字大草里 468
松本文次郎	〃
木山 時善	〃
木山 正己	〃
〃	日野郡日野町秋縄字井手ノ谷 470
細川 祐治	日野郡日野町秋縄字滝谷 471
木山伊太郎	日野郡日野町秋縄字滝谷 472
柴田 益壽	日野郡日野町秋縄字ヒエ畑ニ 503
松本 市壽	〃
木山 時善	〃

松本 市壽	日野郡日野町秋縄字長埜 506
〃	日野郡日野町秋縄字長埜 507
柴田 昭則	日野郡日野町秋縄字大カヤニ 698 の 1
木山 鶴江	日野郡日野町秋縄字大カヤニ 698 の 2
〃	日野郡日野町秋縄字大カヤニ 699
〃	日野郡日野町秋縄字大カヤニ 700
〃	日野郡日野町秋縄字大カヤニ 701
柴田 益壽	日野郡日野町秋縄字サイフン端タ 719
松本文次郎	〃
木山 時善	〃
木山 正己	〃
柴田 益壽	日野郡日野町秋縄字サイフン端タ 720
松本文次郎	〃
木山 時善	〃
木山 正己	〃
松本 市壽	日野郡日野町秋縄字アチ坂ニ 739
辻下 芳教	日野郡日野町秋縄字西草利一 747 の 2
〃	日野郡日野町秋縄字西草利一 748
生田 敏夫	日野郡日野町三土字喜四郎谷 555 の 3
長谷川猶幸	〃
〃	日野郡日野町三土字喜四郎谷 555 の 4
〃	日野郡日野町三土字鑪谷ノ一 622 の 10
〃	日野郡日野町三土字鑪谷ノ一 622 の 12
生田 敏夫	日野郡日野町三土字丸谷 633 の 2
長谷川章二	〃
長谷川頼正	〃

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、日野町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び日野町役場に備えて置いて縦覧に供する。）

- 3 通知の掲示場所 日野町役場
- 4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課